

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊 沢 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目6番15号
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部兼財務経理部長 後 田 晃 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目6番15号
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部兼財務経理部長 後 田 晃 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	2,738,180	3,101,181	4,171,451
経常利益 (千円)	318,872	364,310	478,271
四半期(当期)純利益 (千円)	305,250	260,972	436,479
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	307,204	261,471	438,438
純資産額 (千円)	2,507,046	2,966,697	2,638,280
総資産額 (千円)	3,644,876	4,894,407	4,210,122
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.38	6.36	11.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	7.68	6.19	10.58
自己資本比率 (%)	68.6	60.2	62.5

回次	第46期 第3四半期 連結会計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.85	3.41

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 平成26年3月1日付けで普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは、地熱発電分野への進出において様々な観点から調査・検討を行った結果、地熱発電は、地中から発生する蒸気をエネルギー源とすることから半永久的に利用でき、天候・季節・昼夜問わず安定的な発電が可能であり、発電設備の専有面積が比較的小規模ですむため、効率的な発電の確保が可能と判断し、新規事業として「地熱発電所事業」を行うことと致しました。

なお、太陽光発電所事業につきましては、平成26年12月に当社が100%出資する(同)GPエナジーA、(同)GPエナジーB、(同)GPエナジーC、(同)GPエナジーD、を新たに設立し、第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

この結果、平成26年12月31日現在では当社グループは、当社及び子会社12社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントに「地熱発電所事業」を追加しており、当第3四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。また、現行の事業系統は「太陽光エネルギー事業」を「太陽光システム販売事業」と「太陽光発電所事業」とに区分しておりますが、地熱発電所事業が加わるにより事業系統を「太陽光エネルギー事業」から「再生可能エネルギー事業」へと変更し、「太陽光システム販売事業」並びに「太陽光発電所事業」に新たに「地熱発電所事業」を追加する事といたしました。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、中国は引き続き景気拡大のテンポが緩やかで、アセアン地域の景気も足踏み状態でありましたが、米国では景気回復傾向が明確になり、欧州の景気も全体として緩やかに持ち直しております。国内経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から個人消費や生産で足踏みが見られたものの、雇用や所得の情勢は改善傾向にあり、政策効果の発現もあって、緩やかな景気回復基調が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループの主要な事業である電子・通信用機器事業につきましては、3.9世代携帯電話設備関連市場、防衛関連市場、公共・防災無線関連市場を中心とした拡販営業に加え、新規市場の営業活動も強化して参りました。また「製品の高付加価値化への取り組み」「事業領域の拡大・開拓」、「業務提携先との共同開発」の継続的活動により、新規開拓顧客と新市場領域からの引合いも増加致しており、太陽光発電所の安全かつ円滑な運営に不可欠なハイビジョン映像監視システムの開発に関しましても、同事業と太陽光発電所事業において新たなシナジー効果を生み出すことのできる重要な新商品として早期の導入を目指しております。更に、事業基盤を強固にするべく収益向上について継続的な業務改善活動を行った結果、一定の改善効果が表れて参りました。

再生可能エネルギー事業におきましては、とりわけ太陽光発電所事業について、積極的に推進してまいりました。経済産業省より発電事業に関する注意喚起や、固定価格買取制度に係る設備認定の運用見直しの実施等の通知がなされるなどの昨今の太陽光発電所事業を取り巻く環境の中、当社グループはかねてより、風力、地熱、小水力、バイオマス等による発電所事業を模索し、太陽光発電所事業に加えて別の再生可能エネルギーを収益の柱として構築すべく、調査・検討しておりました。その一環として、この度、地熱発電分野への進出について様々な観点から検討を進める過程において、当社は、泉源所有者と協議及び交渉する機会を持ち、大分県別府市の地熱発電所の事業化の検討を行った結果、発電設備の専有面積が比較的小規模ですみ、安定的且つ、効率的な発電の確保が可能となると判断し、新規事業として地熱発電所事業に本格的に取り組むことといたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における受注高は、4,205百万円（前年同期比18.4%減）、売上高は、3,101百万円（前年同期比13.3%増）となりました。損益面については、前年同期から増加し、営業利益372百万円（前年同期比17.6%増）、経常利益364百万円（前年同期比14.2%増）、四半期純利益については、近年の好調な収益計上により主要子会社の繰越欠損金が解消され、法人税負担が正常に戻ったことにより260百万円（前年同期比14.5%減）となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、通信インフラ市場の価格競争は、依然厳しい状態が続いておりますが、移動体通信分野においては、各通信事業者の通信品質向上に向けたトラフィック対策や不感知対策における設備投資が継続していることや、公共事業分野の需要が増加していることから、社会インフラにおける無線市場は堅調に推移して行くことが予測されます。こうした通信インフラ市場の需要拡大を背景に、引き続き当社の事業領域の拡大を推進していくとともに、収益の拡大に向けた業務改善活動を継続して参ります。

太陽光システム販売事業に関しまして、日本全国にその販路を拡大すべく、社内体制を整え、営業活動をさらに強化して参ります。

また、太陽光発電所事業及び地熱発電所事業につきましては、当社グループ全体で、安定的なエネルギー供給を目指すことにより地域や社会に貢献できるよう、発電所用地の確保から売電開始にいたるまで、一貫した体制を整えることによる収益の拡大を目指して参ります。

セグメントの業績は、以下のとおりです。

① 電子・通信用機器事業

移動体通信事業者による基地局設備投資は、基地局工事計画の見直しなどの影響から受注高が前年同期比より下回ったものの、下期からは受注状況が回復したことに加え、防衛関連設備および公共無線関連設備の公共投資は継続していることなどから、受注高は2,670百万円（前年同期比4.9%減）、売上高は2,748百万円（前年同期比22.9%増）となり、セグメント利益は435百万円（前年同期比33.0%増）となりました。

② 太陽光システム販売事業

営業の効率化に向けた改善活動を行って参りましたが、工事着工の遅れにより出荷時期が延期したこと等により、受注高は1,534百万円（前年同期比107.5%増）、売上高293百万円（前年同期比37.1%減）、セグメント損失は18百万円（前年同期はセグメント利益32百万円）となりました。

③ 太陽光発電所事業

下関市メガソーラー発電所が計画通り順調に売電を行っていることから、売上高59百万円（前年同期比63.8%増）、セグメント利益は15百万円（前年同期はセグメント損失21百万円）となりました。

④ 地熱発電所事業

当第3四半期連結会計期間において新設し、現在は発電所の早期稼働に向けて手続き等を進めております。本格的な稼働予定は来期からの予定でありますので、売上高の計上はなく、諸費用の支出によりセグメント損失は0百万円となりました。

今後につきましても、当社といたしましては、各事業セグメントにおける収益拡大と事業構造改革を併せて進めて参ります。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ684百万円増加し、4,894百万円となりました。

これは主に、土地の増加によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ355百万円増加し、1,927百万円となりました。

これは主に、前受金の増加によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の部は、前連結会計年度末に比べ328百万円増加し、2,966百万円となりました。

これは主に、四半期純利益の計上によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な事項はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、167百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
(株)GPエナジー 5	袖ヶ浦発電所 (千葉県袖ヶ浦市)	太陽光発電所 事業	太陽光発電所	488,000	—	自己資金 リース	平成26年 9月	平成27年 3月
(株)GPエナジー 6	別府発電所 (大分県別府市)	地熱発電所 事業	地熱発電所	180,000	60,555	自己資金 リース	平成27年 1月	平成27年 7月
(同)GPエナジー A, B, C, D	三沢発電所 (青森県三沢市)	太陽光発電所 事業	太陽光発電所	3,211,470	272,000	自己資金 借入金等	平成27年 1月	平成28年 3月

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,196,000
計	134,196,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,961,000	42,031,000	東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	41,961,000	42,031,000	—	—

(注) 1. 提出日現在発行数には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 発行済株式のうち、3,372,000株は、現物出資（借入金の株式化 146,120千円）によって発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日 (注) 1	96,000	41,961,000	3,648	1,652,162	3,648	1,073,505

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,379千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 613,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式41,244,000	41,244	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
単元未満株式	普通株式 8,000	—	—
発行済株式総数	41,865,000	—	—
総株主の議決権	—	41,244	—

② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社多摩川ホールディングス	東京都港区浜松町1-6-15 浜松町プレイス1階	613,000	—	613,000	1.46
計	—	613,000	—	613,000	1.46

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,763,931	864,194
受取手形及び売掛金	※1 1,112,227	※2 1,602,136
商品及び製品	67,330	125,426
仕掛品	198,172	603,170
原材料及び貯蔵品	81,478	85,876
繰延税金資産	44,127	74,304
その他	153,263	78,182
流動資産合計	3,420,530	3,433,292
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	397,939	408,868
減価償却累計額	△283,509	△290,197
建物及び構築物（純額）	114,429	118,670
機械及び装置	488,144	526,240
減価償却累計額	△58,127	△80,077
機械及び装置（純額）	430,017	446,162
工具、器具及び備品	653,472	668,756
減価償却累計額	△566,237	△561,748
工具、器具及び備品（純額）	87,234	107,008
土地	51,697	459,710
建設仮勘定	35,000	122,149
有形固定資産合計	718,379	1,253,702
無形固定資産		
ソフトウェア	19,346	46,606
営業権	12,000	106,400
無形固定資産合計	31,346	153,006
投資その他の資産		
投資有価証券	19,016	21,215
繰延税金資産	4,837	8,936
その他	22,995	23,243
貸倒引当金	△8,690	△8,700
投資その他の資産合計	38,158	44,695
固定資産合計	787,885	1,451,404
繰延資産		
株式交付費	1,707	9,710
繰延資産合計	1,707	9,710
資産合計	4,210,122	4,894,407

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31 日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	473,606	566,267
短期借入金	200,000	49,700
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	103,384	137,500
未払金	85,538	183,825
前受金	2,327	314,601
未払法人税等	83,054	98,970
賞与引当金	74,154	36,222
その他	87,864	91,987
流動負債合計	1,129,929	1,499,075
固定負債		
社債	60,000	50,000
長期借入金	234,116	229,862
繰延税金負債	2,105	6,428
退職給付に係る負債	132,664	129,727
資産除去債務	10,651	10,788
その他	2,375	1,827
固定負債合計	441,912	428,634
負債合計	1,571,842	1,927,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,625,486	1,652,162
資本剰余金	1,619,877	1,073,505
利益剰余金	△554,930	279,089
自己株式	△60,940	△61,279
株主資本合計	2,629,493	2,943,477
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,279	3,778
その他の包括利益累計額合計	3,279	3,778
新株予約権	5,508	19,440
純資産合計	2,638,280	2,966,697
負債純資産合計	4,210,122	4,894,407

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	2,738,180	3,101,181
売上原価	1,889,935	2,104,983
売上総利益	848,244	996,197
販売費及び一般管理費	531,667	624,042
営業利益	316,577	372,154
営業外収益		
受取利息	17	779
受取配当金	80	93
為替差益	26	-
受取和解金	5,000	800
その他	2,726	4,833
営業外収益合計	7,851	6,505
営業外費用		
支払利息	2,655	7,106
営業債権売却損	1,055	611
貸倒引当金繰入額	165	-
為替差損	-	2,457
その他	1,681	4,174
営業外費用合計	5,556	14,350
経常利益	318,872	364,310
特別利益		
固定資産売却益	1,869	4,519
その他	-	288
特別利益合計	1,869	4,807
特別損失		
その他	11	109
特別損失合計	11	109
税金等調整前四半期純利益	320,730	369,009
法人税、住民税及び事業税	32,678	138,264
法人税等調整額	△17,197	△30,226
法人税等合計	15,480	108,037
少数株主損益調整前四半期純利益	305,250	260,972
少数株主利益	-	-
四半期純利益	305,250	260,972

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	305,250	260,972
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,954	499
その他の包括利益合計	1,954	499
四半期包括利益	307,204	261,471
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	307,204	261,471
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更 平成26年12月に当社が100%出資する(同)GPエナジーA、(同)GPエナジーB、(同)GPエナジーC、(同)GPエナジーDが新たに設立されたため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	6,350千円	一千円

※2. 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	一千円	18,470千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	57,376千円	70,850千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ238,500千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,625,486千円、資本剰余金が1,619,877千円となっております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	電子・通信 用機器事業	太陽光 システム 販売事業	太陽光 発電所事業	地熱 発電所事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2, 235, 315	466, 537	36, 327	—	2, 738, 180	—	2, 738, 180
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2, 235, 315	466, 537	36, 327	—	2, 738, 180	—	2, 738, 180
セグメント利益 又は損失(△)	327, 260	32, 340	△21, 147	—	338, 453	△21, 875	316, 577

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△21,875千円は減価償却費の調整額△858千円及び事業セグメントに配分していないグループ管理部門の損益△21,017千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	電子・通信 用機器事業	太陽光 システム 販売事業	太陽光 発電所事業	地熱 発電所事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2, 748, 294	293, 351	59, 534	—	3, 101, 181	—	3, 101, 181
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2, 748, 294	293, 351	59, 534	—	3, 101, 181	—	3, 101, 181
セグメント利益 又は損失(△)	435, 301	△18, 626	15, 646	△226	432, 094	△59, 939	372, 154

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△59,939千円は減価償却費の調整額△511千円及び事業セグメントに配分していないグループ管理部門の損益△59,427千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間より新規事業として「地熱発電所事業」を行うことと致しましたので、報告セグメントに新たに追加しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円38銭	6円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	305,250	260,972
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	305,250	260,972
普通株式の期中平均株式数(株)	36,428,559	41,041,156
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7円68銭	6円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,332,382	1,098,116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成26年5月8日取締役会決議の第5回新株予約権 上記の新株予約権を平成26年5月29日に割当てたことにより2,062個(株式数2,062,000株)増加しております。

(注) 平成26年3月1日付けで普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 当社は平成27年1月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第7回新株予約権（有償ストックオプション）を発行することを決議し、平成27年1月30日に発行いたしました。
 - (1) 発行の対象者
当社並びに当社子会社の取締役及び従業員
 - (2) 割当日
平成27年1月30日
 - (3) 新株予約権の数
2,513個
 - (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権1個当たり669円
 - (5) 目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たり普通株式1,000株
 - (6) 行使価額
1株当たり223円
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (8) 行使期間
平成28年7月1日から平成31年6月30日まで
 - (9) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、平成27年3月期及び平成28年3月期の事業年度にかかる当社が提出する有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、平成27年3月期の連結営業利益が506百万円以上かつ、平成28年3月期の連結営業利益が530百万円以上の場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
 - ② 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日（終値のない日数を除く。）において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとします。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人であることを要します。但し、任期満了による退任及び定年退職（いずれの場合においても、下記④から⑦の規定により本新株予約権を行使することができない場合を除く。）、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ④ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することはできません。
 - ⑤ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することはできません。

- ⑥ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、当社若しくは当社子会社若しくは社会に対する背信行為があった場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、本新株予約権を行使することはできません。
- ⑦ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、本新株予約権を行使することはできません。
- ⑧ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められません。
- ⑨ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑩ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。

2. 当社は、平成26年12月26日開催の取締役会で決議した、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正選択権付）について、平成27年1月16日に同社との間で新株予約権買取契約を締結し本新株予約権を発行いたしました。概要は以下の通りであります。

- (1) 割当日 平成27年1月16日
- (2) 発行新株予約権の総数 10,000個（新株予約権1個につき普通株式1,000株）
- (3) 発行価額の総額 19,600,000円（新株予約権1個あたり1,960円）
- (4) 当該発行による潜在株式数 10,000,000株（新株予約権1個につき1,000株）
行使価額が修正された場合も、潜在株式数に変更はありません。
- (5) 資金調達額の 2,199,600,000円（差引手取概算額：2,183,600,000円）
(内訳) 新株予約権発行による調達額：19,600,000円
新株予約権行使による調達額：2,180,000,000円
差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
行使価額が修正された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額の1株当たり218円は、原則として固定ですが、当社は、平成27年1月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える（かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、下記のとおり、本新株予約権の行使価額は、当社普通株式の終値を基準とした価額に自動的に修正されることとなります。）ことが可能です。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日から3取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）（同日を含む。）以降平成29年1月18日まで、行使価額は、各修正日の直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、かかる修正後の金額が下限行使価額（153円）を下回る場合、行使価額は下限行使価額（153円）に修正されます。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が入金された日に効力が発生し、以下同様とします。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。以下同様とします。

(7) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(8) 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議し、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,960円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を追加的な費用負担が発生することなく取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとします。

(9) 株式購入保証

行使期間中、当社は、(i)当社が割当先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び(ii)ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、最大5回まで、株式購入保証期間の適用を指定することができます。株式購入保証期間において、割当先は、本新株予約権を行使し、当社普通株式に係る当該株式購入保証期間の指定時の流動性に応じた行使保証金額（以下に定義します。以下同じ。）と同額を行使価額として当社に対して払い込むこととされております（なお、かかる場合、割当先は本新株予約権をその裁量で一回又は複数回に分けて行使することができるものとされます。）。

但し、(i)ある株式購入保証期間の初日において該当する行使保証金額分を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、(ii)ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、本買取契約の取得事由に定める取得日又は本買取契約に基づく取得請求権による取得を割当先が請求した日のいずれかの日（以下「早期終了日」といいます。）が到来する場合、割当先は早期終了日時点において該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に対して支払ういかなる義務も負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、以下の全ての事由が存在しない取引日をいうものとします。

- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額（本新株予約権が行使価額固定型新株予約権（当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える前の本新株予約権のことをいう。）である間に該当する株式購入保証期間が設定された場合は、当初行使価額）に1.1を乗じた額以下である場合
- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ・ 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、当該行使保証金額に係る下記の必要下限売買代金以下である場合

行使保証金額	必要下限売買代金
5億円	1億円
4億円	8,000万円
2.5億円	5,000万円
1億円	2,000万円

- ・ 当該取引日が不行使期間（詳細については下記(10)を参照）に該当する場合
- ・ 当該取引日より前に割当先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合

- ・ 割当先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。）第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合
- ・ 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において重大な誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合（但し、割当先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）
- ・ 当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合（但し、割当先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）

また、「行使保証金額」とは、当社が株式購入保証期間を開始する日に先立つ5取引日間又は20取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の日次平均売買代金のいずれか低い方を基準に、下記表の記載に従って決定される金額で、下記の表中の対応する行に参照される金額をいいます。

当社普通株式の流動性 (日次売買代金の平均)	行使保証金額
1億円超	5億円
8,000万円超から1億円以下	4億円
5,000万円超から8,000万円以下	2.5億円
2,000万円以上から5,000万円以下	1億円
2,000万円未満	0円

(10) 不行使期間

本買取契約において、当社は、株式購入保証期間（上記「(9) 株式購入保証」に記載しております。）中を除く、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は15連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合であって、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合は、当社が不行使期間を設定することで、不行使期間経過後（不行使期間中に当社の株価が上昇していれば、不行使期間経過後の本新株予約権の行使価額もより高い価額に修正されます。）に割当先が本新株予約権を行使することが想定され、当社はより多くの資金を調達できる可能性を確保することができます。

(11) 取得請求権

本買取契約には、以下①から⑤までのいずれかの場合には、割当先は、それ以後いつでも（株式購入保証期間中であるか否かを問いません。）、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められます。

- ① いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して当初の行使価額の50%（109円）を下回った場合
- ② いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、(i)平成26年12月26日（なお、同日は含みません。）に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の50%若しくは、(ii)平成26年12月26日（なお、同日は含みません。）の直後の10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の50%のいずれか高い方を下回った場合
- ③ 割当先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合
- ④ 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない場合において割当先が当社に信用等に重大な影響を与えるおそれのある事象があつて未行使の本新株予約権の取得を請求することが必要であるとその裁量で判断した場合

なお、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個当たり発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得するものとされ、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について割当先によ

る取得請求権の行使に基づき当社が割当先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されないものとされます。

(12) その他

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成27年1月19日から平成29年1月18日までの2年間です。

当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、平成27年1月16日付で、新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、会社並びに会社の子会社の取締役及び従業員に対して、第7回新株予約権(有償ストック・オプション)を平成27年1月30日に発行している。
- 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第6回新株予約権(行使価額修正選択権付)を平成27年1月16日に発行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。